

第 5 次垂水市総合計画 (骨子案)

垂 水 市

平成 29 年 8 月 1 日現在

第5次垂水市総合計画 基本構想（骨子案）

目次

第1部 第5次垂水市総合計画の策定にあたって

第1章 計画策定の趣旨と基本的な課題

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画策定の基本的な考え方

第2章 計画の構成及び期間

第3章 社会経済環境の変化（時代の潮流）

第4章 次世代に引き継ぐ「垂水らしさ」（垂水市の魅力と特徴）

- 1 垂水市の現況
- 2 市民から見た垂水市（公開講座、中学生向けアンケート結果から）
- 3 次世代に引き継ぐ「垂水らしさ」

第2部 基本構想

第1章 まちの将来像

第2章 まちづくりの視点

第3章 まちづくりの目標

第4章 まちづくりの進め方

第5次垂水市総合計画 基本構想（骨子案）

第1部 第5次垂水市総合計画の策定にあたって

第1章 計画策定の趣旨と基本的な課題

1 計画策定の趣旨

[主な記載内容（案）]

- 垂水市では、平成20年度を初年度とする第4次垂水市総合計画に基づき、まちの将来像である「水清く 優しさわき出る温泉の町 垂水」の実現を目指し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。
- この計画期間には、市内の全地区で地域づくりの考え方や地域の将来像を盛り込んだ地域振興計画を策定し、地域の特性を活かした地域住民自らのまちづくりが進められてきました。
- この計画期間、我が国の社会経済情勢（人口減少・少子高齢化・地方創生など）や本市を取り巻く環境等を記述します。
- こうした状況を踏まえ、今後、本市が目指すべき姿とまちづくりの方向性を明らかにする新たな総合計画を策定することを記述します。

2 計画の位置づけ

[主な記載内容（案）]

- 地方自治法改正により、総合計画の基本部分である「基本構想」を策定する義務がなくなり、地方自治法上の議決案件がなくなりました。
- しかしながら、垂水市では引き続き長期的な視点から、総合的かつ計画的な市政の運営を行うための基本的な指針となる市の最上位の計画として位置する総合計画を策定します。
- このため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項及び垂水市議会基本条例（平成25年条例第18号）第10条第2項の規定に基づき、平成28年12月22日付けで「垂水市議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例」の議会の議決を経て、総合計画の「基本構想」を議決事項とすることとしています。

3 計画策定の基本的な考え方

第5次垂水市総合計画の策定にあたっては、以下の3つの考え方により策定します。

[主な記載内容（案）]

- 本市が目指すべき将来像を市民と行政が共有できるよう、市民参画の策定体制づくりと市民の目線で分かりやすい計画とします。
- 第4次垂水市総合計画の政策や施策の評価を踏まえた計画とします。

○本市では人口減少や少子高齢化が進んでおり、こうした環境の変化に対応するため、平成27年10月に「垂水市人口ビジョンと垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「垂水市総合戦略等」という。）」を策定し、人口減少対策を行うとともに、地方創生の実現を目指すため、この垂水市総合戦略等を重点化した計画とします。

第2章 計画の構成及び期間

第5次垂水市総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成し、それぞれの計画で示す項目、計画期間を記述します。

〔主な記載内容（案）〕

○基本構想…垂水市を取り巻く社会動向や地域の概要・課題などを踏まえ、今後の目指すべき将来像やまちづくりの視点や目標、進め方を示します。

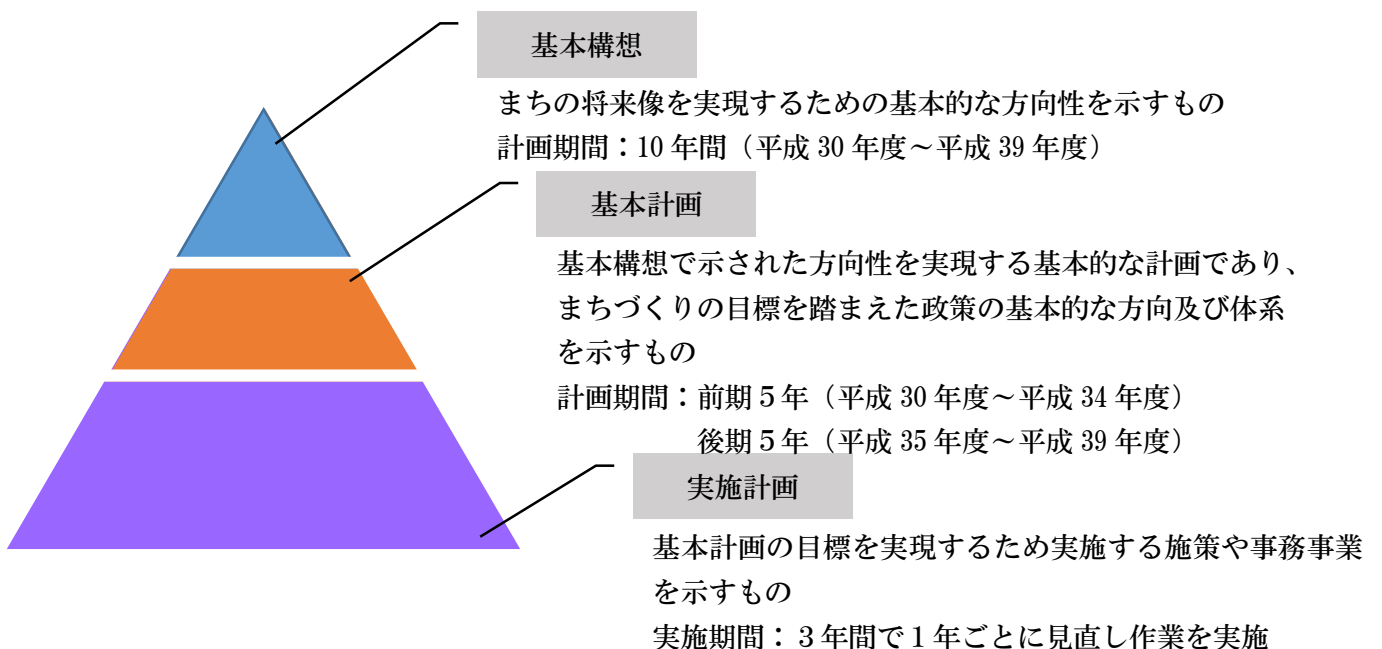
[10年計画：平成30年度～平成39年度]

○基本計画…基本構想に示す基本目標を具現化するために必要な政策を、体系的に定めます。※成果を数値で表す指標・目標値を設定します。

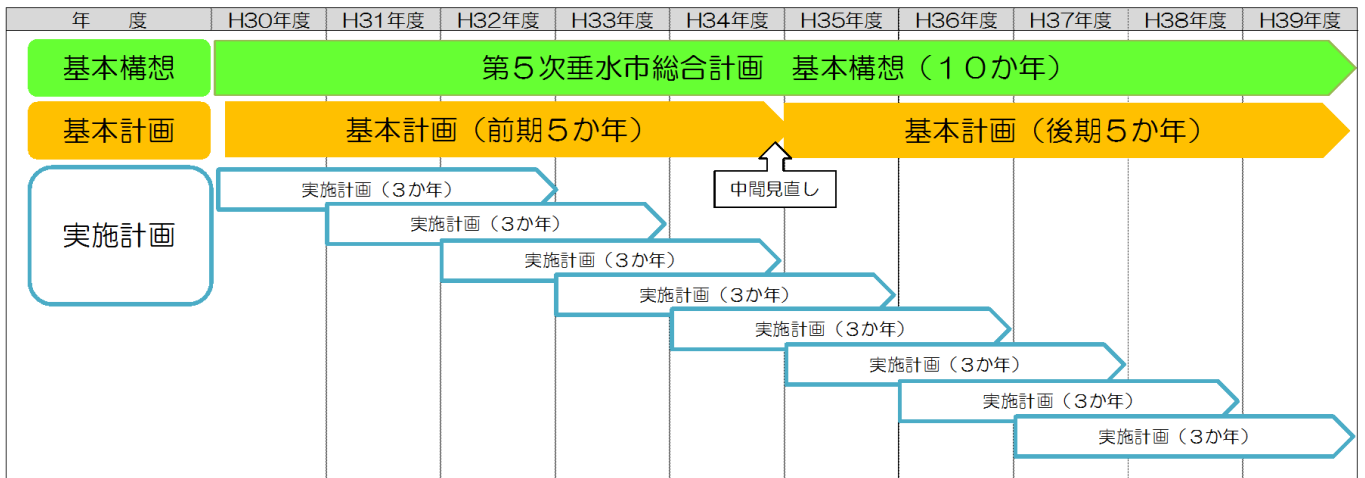
[前期5年：平成30年度～平成34年度／後期5年：平成35年度～平成39年度]

○実施計画…基本計画で定められた政策に基づき、実施する施策や事務事業を単年度ごとに定めます。[3年ごとの計画期間 ※毎年度ローリング]

〔計画構成イメージ〕



[計画期間イメージ]



第3章 社会経済環境の変化（時代の潮流）

以下の我が国を取り巻く社会経済情勢の中から、本市が目指すまちづくりと関連する課題等を記述します。

| |
|--|
| <p>[主な記載内容（案）]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人口 人口減少と少子高齢化の進行 2. 安全安心（防災） 安全安心に対する意識の高まり 3. 産業経済 水産物消費量の減少 成長産業化等に向けた農業改革の推進 訪日外国人旅行者の急激な増加 4. 環境 地球環境問題の顕在化 5. 行政運営 高度情報化社会の進展 将来の公共サービスのあり方に関する意向 |
|--|

第4章 次世代に引き継ぐ「垂水らしさ」（垂水市の魅力と特徴）

1 垂水市の現況

以下の垂水市の現況を記述します。

| |
|---|
| <p>[主な記載内容（案）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口動向（人口の推移と将来推計）※地区別の人口を含む。 ・雇用動向、産業動向、地勢、財政状況、地域振興計画によるまちづくり等 |
|---|

2 市民から見た垂水市（公開講座、中学生向けアンケート結果から）

総合計画づくりにおいて、市民の意向を把握することや若い世代の意向を把握するため、公開講座やアンケート調査を実施し、その結果を分析した結果を記述します。

【主な記載内容（案）】

○公開講座は、3テーマで実施済み。（過去の市民満足調査結果から設定）

1. 医療・介護体制の充実（6/25 実施）

2. 働く環境の充実（7/9 実施）

3. 子育て支援（7/23 実施）

※上記テーマに関連する対象者及び庁内関係課職員によるワークショップ形式で実施済み。

○その他、垂水高校3年生を対象に公開講座実施済み（7/11）

○垂水中央中学校生徒向けアンケート調査実施済み（6/15~6/30）

※回答数：1年～3年の279名分

3 次世代に引き継ぐ「垂水らしさ」

次世代に引き継ぐべき垂水市の魅力や特徴を「垂水らしさ」として再認識するため、「1 垂水市の現況」及び「2 市民から見た垂水市（公開講座、中学生向けアンケート結果）」から抽出、整理したうえで記述します。

【主な記載キーワード 現時点の分析結果より】

・水、温泉、食、景観、人など

第2部 基本構想

第1章 まちの将来像

これからのまちづくりを進めるための大きな目標として、垂水市が将来に実現すべきまちの姿を明らかにします。

「●●●●●● ●●●●●● ●●●●」

■まちの将来像やまちづくりの視点を策定した段階で、一目で「垂水市」と分かる内容で、次回ご提案したい。

[参考]

■過去（人口減少対策プログラム時）の垂水市イメージ調査時のキーワード

「自然・水・海・海辺・海産物・フェリー・びわ・焼酎・風景」「きれい・うまい・豊か・おいしい・静かな」

■垂水市に対する一般消費者の認識等（SNS分析）から確認できたキーワード

「フェリー・道の駅・mizu・桜島」、「繋がる・撮る」、「気持ち良い（よい）・暖かい」

第2章 まちづくりの視点

将来像を実現するためには、市民、地域、事業者、行政などが協働でまちづくりに取り組む必要があります。

次の視点で、まちづくりを進めていきます。

[主な記載内容（案）]

- ・地域の宝物／地域資源を活用していく視点
- ・市民主体／自ら考え共に行動していく視点
- ・次世代人材育成／地域を愛し、次の世代の垂水を担う人材を育成していく視点。
- ・安全・安心／いつまでも安心して暮らしていけるよう、みんなで協力し合い、共に支え合っていく視点

第3章 まちづくりの目標

将来像の実現に向けて、将来目標人口を設定すると同時に、この将来像を達成するための、まちづくりにおける産業振興、教育文化、健康・福祉、生活環境の4つの分野の目標を定めます。

1 将来の見通し

[主な記載内容（案）]

- ・平成27年10月末策定「垂水市人口ビジョン」に基づき記述する。
国立社会保障・人口問題研究所に準ずる将来推計人口
12,500人程度 2027（平成39）年
- ・将来目標人口は、「垂水市人口ビジョン」で採用された独自推計（パターン4）に基づき、13,000人程度の人口規模を維持されることを目指すものとする。

2 まちづくりの各分野の目標

[主な記載内容（案）]

- 1 地域資源を活かした賑わいのあるまち（産業振興等）
- 2 次世代の担い手を育成・支援するまち（教育文化等）
- 3 安心していきいきと暮らせるまち（健康・福祉等）
- 4 豊かな自然の恵みを後世に受け継ぐまち（生活環境等）

第4章 まちづくりの進め方

[主な記載内容（案）]

- 1 市民と行政の協働によるまちづくり
市民が主体となる地域活動を支援し、活動組織や人材の育成、活動拠点の充実を図ります。
- 2 健全で安定した行財政運営の推進
市民への説明責任を果たすとともに、コスト縮減に努め、行財政改革を推進します。
- 3 隣接市等との広域連携の推進
隣接市との連携を深め、市民生活の利便性向上等を図ります。